

大規模小売店舗における駐車場又は駐輪場への パーソナルモビリティのポートの設置に係る取扱いの明確化

全国

●（令和7年6月23日 経済産業省 商務情報政策局 消費・流通政策課通知 20250623商局第1号）

規制改革の内容

措置前

大規模小売店舗における駐車場又は駐輪場の位置及び収容台数の届出において、パーソナルモビリティの取扱いが明確でない

措置内容

パーソナルモビリティのポートは、周辺の地域住民、商業等の利便性確保に資するものであれば、駐車場又は駐輪場の収容台数に含め得ることを明確化

効果

周辺の地域住民、商業等の利便性向上

※パーソナルモビリティ：移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車等

規制改革の概要

措置前

駐車場



駐輪場



パーソナルモビリティのポートを設置する場合の
大店立地法上の取扱いが不明確

措置後

パーソナルモビリティのポート設置が、周辺の地域住民、商業等の利便性確保に資するものであれば、駐車場又は駐輪場の収容台数に含めることができる

駐車場



駐輪場

